

# 福岡県公報

令和5年1月20日  
第 366 号

## 目 次

### 告 示 (第31号 - 第36号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○「種子島」図録の販売代金の収納の事務の委託	(文化振興課)	3
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○落札者等の公示	(情報政策課)	7

### 選挙管理委員会

○衆議院比例代表選出議員選挙に係る開票区の設定	(行財政支援課)	8
-------------------------	----------	---

## 再 掲

○家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒の実施 (畜産課) ..... 8

## 告 示

### 福岡県告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女 県 道		田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山1383番12先から 八女市上陽町上横山1053番1先まで	8.0 ～ 21.2	430.5
			後	八女市上陽町上横山1383番12先から 八女市上陽町上横山1053番1先まで	8.0 ～ 28.9	425.2

### 福岡県告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年1月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

八女	田主丸 黒木線	八女市上陽町上横山1074番1先から 八女市上陽町上横山1061番10先まで
----	------------	---

**福岡県告示第33号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年8月福岡県告示第659号北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月6日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

令和2年8月福岡県告示第659号の事業地に次の区域を加える。

北九州市若松区向洋町、古前一丁目、修多羅一丁目、修多羅二丁目、白山一丁目、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、中川町、浜町二丁目、浜町三丁目及び門司区大字白野江の各一部

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第34号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字椎原字長畑921・923の1・923の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第35号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

豊前市大字青畑785、787の1、787の2、787の6、787の7

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「種子島」図録の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

委託先	所在地	委託期間
株式会社オークコーポレーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号	令和4年12月13日から 令和5年3月31日まで

## 公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市山隈字悪狩391番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市山隈391番地80

行徳 経志郎

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市下岩田字念島1073番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市東合川新町1番1-207号  
柳 聡太郎

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市津古字永前633番1及び633番5から633番13まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
佐賀県武雄市朝日町大字甘久3589番地2  
朝日 I & R リアルティ株式会社  
代表取締役 野畑 龍彦

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年12月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) もちだんご村モール A地区

(2) 所在地 直方市大字下境856番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社もち吉	代表取締役 森田 恵子	直方市下境2400番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社カインズ	代表取締役 高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年8月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,444平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物敷地内	370

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物南東側	31

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物北西側	65.0
建物南西側	55.9
合計	120.9

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内北西側	29.92

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社カインズ	午前6時00分	午後9時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前5時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
4箇所	建物敷地南西側、南東側及び北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.1	午前6時00分～午後11時00分
荷さばき施設No.2	24時間

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和4年12月28日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称)もちだんご村モール B地区

(2) 所在地 直方市大字下境837番1外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社もち吉	代表取締役 森田 恵子	直方市下境2400番地

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社フードウェイ	代表取締役 後藤 圭介	福岡市早良区高取一丁目2番22号
株式会社新生堂薬局	代表取締役 水田 怜	福岡市南区中尾三丁目12番17号
未定		

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年8月29日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,195平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	371

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟南西側	20
B棟南西側	20
C棟北東側	13
D棟南西側	13
E棟南東側	20
合計	86

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟南西側	50
A棟北西側	350
B棟北西側	50
C棟北西側	50
D棟北西側	50
E棟北西側	50
合計	600

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟内北西側	19.90

B 棟内北西側	3.61
D 棟内西側	2.15
E 棟内西側	11.37
合計	37.03

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社フードウェイ	午前 6 時 00 分	午後 10 時 00 分
株式会社新生堂薬局		
未定		

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 5 時 30 分～午後 10 時 30 分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
4 箇所	建物敷地南西側、南東側及び北東側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24 時間

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ドラッグストアモリ甘木店

(2) 所在地 朝倉市甘木字後町 1844 番 1 の一部外

## 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

（歩行者の通行の利便の確保等）

西鉄甘木バス停（杷木方面行）待合所周辺及び通路と店舗駐車場の通路において、歩行者等への交通安全対策（歩行者用通路にカラー舗装やガードパイプの設置等）を講じていただきたいと思います。

その理由としては、次の通りです。

①特に店舗出入口周辺では、歩行者等と車との接触事故発生の可能性があるためです。

②アクセルとブレーキを踏み間違えた場合の対策で、待合所周辺にガードパイプを設置することで、歩行者等への事故防止につながると思われるためです。

（その他）

令和 4 年 11 月 30 日（水）開催の地元説明会において、隣接地の住民の方から、日照や建物の圧迫感について、かなりの懸念を有している旨の意見が出されました。小売業者からは可能な範囲での対策をとっている旨の説明がありましたが、住民の方は設計変更による施設配置の変更を求めており、納得には至りませんでした。

朝倉市としましては、小売業者は施設等の配置・設計に係る法規制を順守されているものと存じます。しかし、大規模小売店舗立地法第 1 条の目的にある「適正な配慮」ということを考慮しますと、地域住民が施設の配置や運営方法等に対して不安や懸念を示した場合は、当該住民が一定納得できる程度の対策をとる必要があるのではないかと考えます。

今回の店舗建築による日照や圧迫感の懸念につきまして、予定している対策が当該住民の生活環境を保持できるものであるか、再度検証いただき、当該住民の方が一定納得できる対策を確保していただきたいと思います。

**公告**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項

の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部  
都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和4年12月23日那珂川市告示第137号）

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36  
条第3項の規定により公告する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡篠栗町大字津波黒字上川原333番4、333番12、333番13、333番15及び333番  
20から333番32まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大野城市筒井四丁目4番17号  
悠悠ホーム株式会社  
代表取締役 内山 敏幸

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36  
条第3項の規定により公告する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市名残字立山1061番10及び1061番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北九州市八幡西区則松一丁目7番15号  
株式会社ホンダカーズ北九州

代表取締役 山地 徹

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36  
条第3項の規定により公告する。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市伊岐須字飛熊622番1から622番13まで並びに字上原623番1、623番2及び  
623番4から623番18まで並びに字榎本639番4、639番9から12まで、640番4及び647  
番2並びに字沼ヶ谷648番1、648番2、649番6及び649番15
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
飯塚市弁分127番地の7  
未来エステート株式会社  
代表取締役 安永 尚平

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称  
庁内ウェブ会議システム構築業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県企画・地域振興部情報政策課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年12月26日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社Q T n e t

## (2) 代表者の住所

福岡市中央区天神一丁目12番20号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

88,000,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

令和4年11月15日

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第1号

衆議院小選挙区選出議員選挙（公職選挙法（昭和25年法律第100号）別表第1に規定する福岡県第1区又は福岡県第4区のいずれかの選挙区においてのみ行われる同法第109条に基づく再選挙又は同法第113条第1項に基づく補欠選挙を除く。）と同日に行われる衆議院比例代表選出議員選挙（衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙と同日に行われる選挙を除く。）について、公職選挙法第18条第2項の規定により次のとおり開票区を設けた。

令和5年1月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

市区町村名	開票区	区域
福岡市東区	東区第1開票区	馬出第一投票区、馬出第二投票区、箱崎第一投票区、箱崎第二投票区、箱崎第三投票区、筥松第一投票区、筥松第二投票区、筥松第三投票区、松島第一投票区、松島第二投票区、名島第一投票区、名島第二投票区、千早投票区、千早西投票区、香陵投票区、香椎浜投票区、城浜投票区、舞松原第一投票区、舞松原第二投票区、若宮第一投票区、若宮第二投票区、香椎第一投票区、香椎第二投票区、香椎下原第一投票区、香椎下原第二投票区、香椎東第一投票区、香

椎東第二投票区、香住ヶ丘第一投票区、香住ヶ丘第二投票区、和白第一投票区、和白第二投票区、三苦投票区、奈多第一投票区、奈多第二投票区、美和台第一投票区、美和台第二投票区、和白東第一投票区、和白東第二投票区、西戸崎第一投票区、西戸崎第二投票区、志賀第一投票区、志賀第二投票区、志賀第三投票区、照葉第一投票区、照葉第二投票区の区域

東区第4開票区

多々良第一投票区、多々良第二投票区、八田投票区、青葉第一投票区、青葉第二投票区の区域

## 再掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

## 福岡県告示第1号の4

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次のように消毒を実施すべき旨を命ずる。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 実施の目的

福岡県糸島市において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、当該家畜伝染病のまん延を防止するための緊急措置として、家きん飼養施設での消毒薬の散布を徹底するもの。

## 2 実施する区域、実施の期日、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象	実施方法
知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延防止上消毒が必要と認めた区域	令和5年1月10日から 令和5年1月31日まで	100羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設	消石灰等の消毒薬による飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布及び逆性石けん等の消毒薬による家きん舎、器具等の消毒